芦別市いじめ防止基本方針

平成２７年９月 策定

芦別市・芦別市教育委員会

（令和５年 ７月　改定）

＜はじめに＞

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は心身に重大な危険を生じさせるおそれがあり、決して許されるものではありません。

全国的には近年、いじめを背景事情とした痛ましい事件が起きるなど、極めて憂慮すべき状況が続いており、いじめの問題は大きな社会問題となっていることから、平成 25 年６月に、「いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）」が成立し、これに伴い、国は「いじめの防止等のための基本的な方針」（以下「国の基本方針」という。）を平成 25 年 10 月に策定しました。

また、平成 26 年４月に「北海道いじめの防止等に関する条例」（以下「道の条例」という。）が施行され、国の基本方針を参酌し北海道におけるいじめの防止等の対策の基本的な方向や具体的な内容を示すために、平成 26 年８月に「北海道いじめ防止基本方針」（以下「道の基本方針」という。）が策定されました。

芦別市と芦別市教育委員会（以下「市教育委員会」という。）では、国の基本方針及び道の基本方針を参酌し、平成 27 年９月に「芦別市いじめ防止基本方針（以下「市の基本方針」という。）を策定（平成 30 年８月改定）しました。

「市の基本方針」は、いじめの根絶に向けた取組を、学校・家庭・地域・関係機関の連携協力の下、社会全体で進めるとともに、法第 12 条の規定[1]に基づき、いじめの未然防止・早期発見及び早期対応に向けて総合的かつ効果的に推進するための基本的方向や具体的内容を示したものであり、今般、北海道において、いじめ問題の現状と課題、児童生徒を取り巻く社会情勢の変化等に一層の危機感をもって取り組むため、「道の基本方針」が一部改定されたことから、「市の基本方針」を見直すこととしました。

以下の「市の基本方針」に示すいじめ防止等の対策は、素晴らしい個性や能力をもったかけがえのない存在であるすべての児童生徒一人ひとりが、尊厳を保持するとともに、互いの違いや多様性を認め合い、支え合いながら、健やかに成長できるいじめのないまちの実現を目指して行うものです。

1　法第 12 条の規定：『いじめ防止対策推進法』12 条「地方いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じて、当該地方公共団体におけるいじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるよう努める。」

目　　次

第１章　いじめ防止等の対策について・・・・・・・・・・・・・・１～３
　１　いじめの定義
　２　いじめ防止等に関する基本理念
　３　いじめの禁止
　４　関係者の責務や役割

第２章　いじめ防止等のために芦別市が実施する施策・・・・・４～５
　１　芦別市いじめ防止基本方針策定について
　２　いじめ防止等の対策組織の設置
　３　いじめの未然防止、早期発見に関すること
　４　いじめへの対処に関すること

第３章　いじめ防止等のために学校が実施する施策・・・・・・６～９
　１　学校いじめ防止基本方針策定について
　２　いじめ防止等の対策組織の設置
　３　いじめの未然防止、早期発見に関すること
　４　いじめへの対処に関すること
　５　いじめの解消

第４章　重大事態への対処・・・・・・・・・・・・・・・・・１０～１１
　１　重大事態の発生と調査
　２　調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置
　３　その他

第５章　取組の点検、評価等・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２

参　考　重大事態発生後の対応フロー図・・・・・・・・・・・・１３

第１章　いじめ防止等の対策について

１　いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒と一定の人的関係[2]にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響[3]を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）で、その行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいいます。

２　いじめ防止等に関する基本理念

（１）いじめはすべての児童生徒に関係する問題です。いじめはどの児童生徒にも生じ得るという認識の下、児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにします。

（２）いじめは人権侵害であり、人として決して許されるものではありません。すべての児童生徒がいじめを行わず、他の児童生徒に対して行われるいじめをはやし立てず、放置することがないようにします。また、いじめは、いじめを受けた児童生徒の心身に深く影響を及ぼすことを児童生徒に理解させます。

（３）いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することが最も重要であり、いじめを受けた児童生徒に非はないという認識に立ち、学校、家庭、地域、関係機関相互の連携協力の下、社会全体でいじめの問題を克服します。

３　いじめの禁止

児童生徒は、いかなる理由があってもいじめを行ってはなりません。

４　関係者の責務や役割

（１）芦別市の責務

①　芦別市は、いじめの防止等のための対策について、北海道その他の関係機関及び団体との緊密な連携協力の下、本市の状況に応じた施策を策定し、実施することとします。
②　芦別市は、設置する学校（以下「学校」という。）におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずることとします。

２　一定の人的関係：学校・学級や部活動、塾やスポーツ少年団など、学校や市町村の内外を問わず、当該児童生徒と何らかの関係がある児童生徒を指します。
３　物理的な影響：身体的な影響のほか、金品をたかられたり、脅されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすることを指します。

（２）学校及び教職員の責務

① 学校及び教職員は、校長のリーダーシップの下、心理や福祉等の専門スタッフとの連携・協働や学校のマネジメントが組織的に行われる体制を整備するほか、児童生徒の保護者、地域住民その他の関係者との連携した「社会に開かれたチーム学校」として、いじめの未然防止、早期発見に取り組むとともに、児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、当該児童生徒の命や安全を守ることを最優先し、いじめの早期解消のため適切かつ迅速に対処することとします。

② 学校及び教職員は、教職員の言動が児童生徒に大きな影響力を持つとの認識の下、児童生徒一人ひとりについての理解を深めるとともに、児童生徒及び保護者等との間の信頼関係の構築に努めることとします。

③ 学校は、情報化社会で適正な活動を行うための基となる考え方と態度を育成する情報モラル教育[4]等を推進し、インターネット上のいじめに対処する体制を整備します。

④ 学校は、いじめ問題に迅速に対応するには、いじめの早期発見が不可欠であることから、全教職員は「いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こりうる」、「いじめ見逃しゼロ」という意識をもち、児童生徒のささいな変化・兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から関わりを持ち、いじめを看過したり軽視したりすることなく、積極的にいじめを認知します。

⑤ 学校は、いじめを認知した場合、家庭や関係機関と連携して、直ちにいじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保します。いじめたとされる児童生徒に対しては事情を確認した上で、いじめが行われていた場合は、その保護者と情報を共有して別に指導を行い、いじめの非に気付かせ、いじめを受けた児童生徒への謝罪の気持ちを醸成させるなど組織的に対応します。

---

４ 情報モラル教育：情報化社会において適正に行動するための基となる考え方や態度を養うことを目的とする教育を指します。

（３）保護者の責務

① 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであることから、その言動がその保護する児童生徒に大きな影響力を持つとの認識の下、当該児童生徒がいじめを行うことのないようにするため、規範意識、生命を大切にし他人を思いやる心などの基本的な倫理観を養うための教育等を行うよう努めることとします。

② 保護者は、その保護する児童生徒がいじめを受けた場合には、適切に当該児童生徒をいじめから保護することとします。

③ 保護者は、芦別市及び学校が講ずるいじめ防止等のための措置に協力するよう努めることとします。

④　保護者は、インターネットにおいて青少年有害情報が多く流通していることを認識し、児童生徒の発達の段階に応じ、インターネットの利用の状況を適切に把握するとともに、青少年有害情報フィルタリングソフトの利用等により、適切に管理し、インターネットを適切に活用する能力の習得の促進に努めることとします。また、携帯電話端末等からのインターネットの不適切な利用から、犯罪の被害やいじめ等の様々な問題が生じることに留意するよう努めることとします。

（４）市民及び事業者の役割

①　市民及び事業者[5]は、それぞれの地域において児童生徒と触れ合う機会を大切にし、地域全体で児童生徒を見守るとともに、学校、家庭、地域住民、行政その他の関係機関と連携協力して、児童生徒が健やかに成長できる環境づくりに努めることとします。

②　市民及び事業者は、いじめが行われ、又は行われている疑いがあると認めた場合に学校へ通報するなど、芦別市及び学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めることとします。

５　事業者：芦別市内で事業活動を行う個人、法人、団体のことを指します。

第２章　いじめ防止等のために芦別市が実施する施策

１　芦別市いじめ防止基本方針策定について

芦別市は、国及び道のいじめ防止基本方針を参酌し、本市の実情に応じ、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針（以下「芦別市いじめ防止基本方針」という。）を策定し、市ホームページ等において公表するとともに、取組内容について、定期的に点検し、必要に応じて内容の見直しを行います。

２　いじめ防止等の対策組織の設置

（１）芦別市は、法第 14 条第１項の規定により、学校関係者、ＰＴＡ連合会、人権擁護委員、保護司、民生委員児童委員、公募委員、家庭児童相談員等及び市教育委員会で構成する「芦別市いじめ防止対策連絡協議会」を設置し、いじめの防止等に関係する機関及び団体との連携を図ります。

（２）市教育委員会は、法第 14 条第３項の規定により、必要に応じて、心理や福祉の専門家、学識経験者、関係行政機関等で構成する「芦別市いじめ問題専門委員会」を設置し、調査を行うほか、公平・中立の立場で当事者間の関係を調整するなど問題の解決を図ることとします。

３　いじめの未然防止、早期発見に関すること

（１）芦別市は、学校におけるいじめの防止等の取組状況に関する定期的な調査その他の必要な措置を講じます。

（２）芦別市は、いじめに関する通報及び相談を受け付けるために必要な、体制の整備・施策を講じます。

（３）芦別市は、いじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切かつ迅速に行われるよう、研修の充実を通じた教職員の資質の向上、生徒指導に係る体制等の充実のための教員の配置、心理・福祉等に関する専門知識を有し、いじめの防止等を含む教育相談に応じる者の確保、いじめの対処に関し助言を行うために学校の求めに応じて派遣される者の確保等必要な措置を講じます。

（４）芦別市は、インターネットを通じて行われるいじめの防止及び効果的に対処できるよう、児童生徒に対する情報モラル教育の充実に努めるとともに、その保護者に対し最新の情報を提供する等必要な措置を講じます。

（５）芦別市は、発達障害のある児童生徒・帰国子女・外国人・性同一性障害など、学校として特に配慮が必要な児童生徒について、日常的に特性を踏まえた適切な支援を行います。

（６）芦別市は、いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談制度又は救済制度等について必要な広報、啓発活動を行います。

（７）芦別市は、すべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動の充実を図り、児童生徒の豊かな情操と道徳心を養うことにより、いじめが生まれにくい環境づくりを推進します。

（８）芦別市は、学校の教育活動全体を通じて望ましい人間関係を構築する能力やコミュニケーション能力の育成を図る取組を推進します。

（９）芦別市は、学校の教育活動全体を通じて性暴力防止に向け、児童生徒が性犯罪・性暴力の加害者にも被害者にも、傍観者にもならないよう、「生命（いのち）の安全教育」を推進します。

４　いじめへの対処に関すること

（１）芦別市は、学校からいじめの報告を受けたときは、必要に応じ、当該学校に対し支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行います。

（２）芦別市は、教育上必要があると認めるときは、いじめを行った児童生徒の保護者に対して学校教育法第 35 条第１項（同法第 49 条において準用する場合を含む。）の規定に基づき当該児童生徒の出席停止を命ずる等いじめを受けた児童生徒その他の児童生徒が安心して教育を受けるために適切な措置を速やかに講じます。

（３）芦別市は、いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒が同じ学校に在籍していない場合であっても、学校が、いじめを受けた児童生徒に対する支援、その保護者に対する情報の提供及び支援、いじめを行った児童生徒に対する指導及び支援、その保護者に対する助言を適切かつ迅速に行うことができるよう、学校相互間の情報共有の促進を図ります。

（４）芦別市は、いじめを受けた児童生徒及びいじめを行った児童生徒のうち指導上配慮を要する者の進学や進級・転学に際し、当該いじめの事案に係る情報についての当該学校間の引継ぎにおいて、個人情報の取扱いに配慮しつつ、いじめ等に関する指導記録等が確実かつ適切に行われるよう、学校相互間の連携協力体制を整備します。

第３章　いじめ防止等のために学校が実施する施策

１　学校いじめ防止基本方針策定について

（１）学校は、国や道等の基本方針を参酌し、当該学校の実情に応じ、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針（以下「学校いじめ防止基本方針」という。）を策定し、学校だより等において公表するとともに、取組内容について、定期的に点検し、必要に応じて内容の見直しを行います。

（２）学校は、学校の基本方針を定めるに当たっては、当該学校に在籍する児童生徒の保護者及び地域住民の参画と、当該学校に在籍する児童生徒の意見反映に努めます。

（３）学校は、学校いじめ防止基本方針を定めたとき、又は見直したときは、これを公表します。

（４）学校は、学校いじめ防止基本方針の内容やいじめを発見した時の連絡相談窓口等を必ず入学時・各年度の開始時に資料を配布するなどして、児童生徒、保護者等に説明します。また、いじめが犯罪行為[6]に相当し得ると認められる場合には、学校としても警察への相談・通報を行うことについて、あらかじめ保護者等に対して説明します。

６　犯罪行為：いじめの事例のうち、「犯罪行為」として取り扱われるべきと認められる事案や重大ないじめ事案として、警察への相談又は通報を行うことが想定される具体例には、次のようなものがあります。

○　強制わいせつ　断れば危害を加えると脅し、性器や胸・お尻を触る。
○　自殺関与　同級生に「死ね」とそそのかし、その同級生が自殺した。
○　暴行　同級生を殴ったり、無理やり衣服を脱がせたりする
○　脅迫　裸などの写真・動画をインターネット上で拡散すると脅す。
○　強要　遊びなどと称して、無理やり危険な行為や恥ずかしい行為をさせる。
○　恐喝　断れば危害を加えると脅し、現金を巻き上げる。
○　児童ポルノ提供等　スマートフォンで裸などの写真・動画を撮って送らせたり、その写真・動画を SNS 上のグループに送信したりする。
など。

２　いじめ防止等の対策組織の設置

学校は、いじめ防止等の対策のため、当該学校の複数の教職員及び必要に応じて参加する心理・福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成される組織を置きます。

３　いじめの未然防止、早期発見に関すること

（１）学校は、児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことにより、いじめが生まれにくい環境をつくるため、「特別の教科道徳」をはじめ、すべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図るとともに、児童生徒がいじめの問題を自分のこととしてとらえ、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合う指導の充実を図ります。

（２）学校は、全ての児童生徒が自分が必要とされる存在であると感じ、多様性を認め互いに支え合い、安心して学習やその他の活動ができる学校づくりの取組等、発達支持的生徒指導[7]やいじめの未然防止教育を推進します。

（３）学校は、性的マイノリティ[8]とされる児童生徒に対して、プライバシーに十分配慮しながら、日頃から適切な支援を行うとともに、児童生徒に対する必要な指導を組織的に行います。

（４）学校は、多様な背景を持つ児童生徒[9]については、日常的に、当該児童生徒の特性等を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行います。

（５）学校は、いじめを防止するため、児童生徒の保護者、地域住民、社会教育関係団体その他の関係者との連携を図りつつ、児童生徒の人間関係に関わる問題を解決する能力の向上に資する教育活動の推進、いじめの防止等に資する児童生徒の自主的な企画及び運営による活動に対する支援を行います。また、児童生徒、保護者、教職員等に対するいじめの防止に関する理解の促進その他の必要な措置を講じます。

（６）学校は、児童生徒、保護者が、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるよう、児童生徒に対する情報モラル教育の充実に努めるとともに、保護者に対しては、必要な啓発活動を行います。

（７）学校は、教職員に対し、いじめ防止等のための対策に関する研修の実施並びに、スクールカウンセラー（ＳＣ）・スクールソーシャルワーカー（ＳＳＷ）などを活用した教職員のカウンセリング能力等、資質の向上に必要な研修を計画的に行います。

（８）学校は、いじめの実態を的確に把握し、いじめの早期発見、早期解消を図るため、アンケート調査票の使用及び児童生徒への面談等による定期的な調査その他の必要な措置を講じます。

（９）学校は、児童生徒、保護者、教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制を整備します。また、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利等が擁護されるよう配慮します。

7　発達支持的生徒指導：特定の課題を意識することなく、全ての児童生徒を対象に学校教育の目標の実現に向けて、全ての教育活動において　進められる生徒指導の基盤となるもの。

８　性的マイノリティ：ＬＧＢＴ（Ｌ：女性同性愛者、Ｇ：男性同性愛者、Ｂ：両性愛者、Ｔ：身体的性別を性自認が一致しない人）のほか、身体的性、性的指向、性自認等の様々な次元の要素の組み合わせによって、多様な性的指向・性自認を持つ人を指します。

９　多様な背景を持つ児童生徒：発達障がい、精神疾患、健康課題のある児童生徒や、支援を要する家庭環境（経済的困難、児童生徒の家庭での過重な負担、外国人児童生徒等）などにある児童生徒を指します。

４　いじめへの対処に関すること

（１）学校は、いじめの通報を受けたときその他児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、校内のいじめ防止対策組織において、児童生徒の命や安全を守ることを最優先に、速やかに、当該児童生徒に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を芦別市に報告します。

（２）学校は、いじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、学校全体で、ＳＣ・ＳＳＷ等の専門的な知識を有する者、その他の関係者の協力を得て継続的に対応します。

（３）学校は、必要があると認めるときは、いじめを行った児童生徒について、いじめを受けた児童生徒が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童生徒その他の児童生徒が安心して教育を受けることができるようにするために必要な措置を講じます。

（４）学校は、いじめを受けた児童生徒の保護者及びいじめを行った児童生徒の保護者との間で争いが起きることのないよういじめの事案の円滑な解決を目指して、当該保護者の理解と協力の下、当該いじめ事案に係る情報を共有するための措置その他の必要な措置を講じます。

（５）学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、教育的配慮や被害児童生徒の意向を十分に配慮した上で、児童生徒の命や安全を守ることを最優先に、早期に警察に相談・通報を行い適切な援助を求め対応するとともに、芦別市青少年センター[10]等を活用し、日頃から緊密に連携できる体制づくりを進めます。

（６）学校の校長及び教員は、当該学校に在籍する児童生徒がいじめを行っている場合であって教育上必要があると認めるときは、学校教育法第 11 条の規定に基づき、適切に、当該児童生徒に対して懲戒を加えることができます。

10　芦別市青少年センター：センター所長（生涯学習課長）、専任指導員（生涯学習課所属職員）、専門員（常勤「学校教育係長」・警察官「警察署生活安全係長」、学識経験者「家庭児童相談員」、教職員「小中高等学校及び専門学校から選出」、補導員「各町内から推薦」事務職員「生涯学習課職員」で構成される組織を指します。

５　いじめの解消

いじめが解消したか否かについては、謝罪をもって安易に解消したと判断せず、次の要件が満たされている場合とします。

（１）いじめに係る行為が止んでいること（少なくとも３か月を目安）

（２）被害児童生徒が、心身の苦痛を感じていないこと

第４章　重大事態への対処

【　重大事態とは　】

いじめ防止対策推進法　第 28 条

①　いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

②　いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間※学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

※　相当の期間：年間 30 日を目安とする。一定期間連続して欠席しているような場合には、前記目安にかかわらず、迅速に調査に着手する。

１　重大事態の発生と調査

（１）学校は、重大事態が発生した疑いがあると認める場合には、市教育委員会に報告しなければなりません。また、児童生徒や保護者から、いじめにより重大事態に至ったとの申立てがあったときは、その時点で「いじめの結果でない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても重大事態が発生したものとして対応します。

（２）市教育委員会は、学校から重大事態が発生した疑いがある旨等の報告を受けたときには、市長に報告し当該重大事態に対処するとともに、速やかに「芦別市いじめ防止対策連絡協議会」及び「芦別市いじめ問題専門委員会」を活用し、事実関係を明確にするための調査を実施します。また、児童生徒や保護者から、いじめにより重大事態に至ったとの申立てがあったときも同様とします。

（３）市教育委員会は、（２）の調査を行うに当たっては、必要に応じて第三者の参画を得ることができます。

（４）市教育委員会は、（２）の調査が終了したときは、その調査結果を市長に報告します。

　この場合において、いじめを受けた当該児童生徒又はその保護者が希望するときは、当該児童生徒又はその保護者の意見を記載した書面を添付します。

（５）市教育委員会は、（２）の調査が終了したとき、その他必要があると認めるときは、いじめを受けた当該児童生徒及びその保護者に対し、重大事態の事実関係その他必要な情報を適切かつ迅速に提供します。

２　調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

（１）報告を受けた市長は当該事項に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第 28 条第１項の規定による結果についての調査（以下「再調査」という。）を行うことができます。

（２）市長は、当該報告にかかる重大事態への対処又は当該事態と同種の事態の発生防止のための必要があると認めるとき（法第 30 条第２項）は、市長の附属機関として、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門知識を有する者等であって、当該いじめ事案の関係者と関係を有しないものの参加を図り、再調査を行うための「芦別市いじめ問題調査委員会」を設置します。

（３）市長及び市教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講じます。

（４）市長は学校について再調査を行ったとき、その結果を議会に報告します。
　議会への報告する内容については、個人のプライバシーに対し、必要な配慮を確保します。

３　その他

　児童生徒の生命又は身体に現に被害が生じている、正に被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等は、市長の判断により、緊急に総合教育会議を開催し、講ずるべき措置について教育委員会と充分な意思疎通を図り、一体となって取り組むための協議・調整を行うことができることに留意します。

第５章　取組の点検、評価等

芦別市は、「芦別市いじめ防止基本方針」について定期的に点検及び評価を行い、必要に応じてこれを見直します。

各学校は、いじめ防止等の取り組みに係る目標を設定し、学校評価において目標達成状況を評価し、必要に応じてこれを見直します。

沿　革

平成２７年９月	策　　定
平成３０年８月	改　　定
令和　５年７月	改　　定